

申告時の必要書類について

チェック	必 要 書 類
☐	個人番号カード、または個人番号通知カードと本人確認書類(運転免許証など)
☐	令和元年中の所得がわかるもの(給与・公的年金等の源泉徴収票、事業所得者などは収支内訳書または決算書(売上・必要経費記入後))
☐	国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料の納付済額通知書
☐	国民年金の掛金の領収書または控除証明書、健康保険法の規定などによる保険料の領収書または支払額がわかるもの
☐	生命保険料、地震保険料及び小規模企業共済等掛金の支払証明書
☐	医療費控除の明細書(詳しくはP4の「【重要】医療費控除の申告について」をご覧ください。)
☐	障害者控除を申告される方は障がい者手帳(障がい者控除対象認定書を含む)、勤労学生控除を申告される方は学生証(学生の方のみ)
☐	所得税が還付される方は、還付先の口座がわかる申告者本人の通帳など
☐	ふるさと納税の寄附金証明書、その他寄附金の証明書(NPOへの寄附、公益社団法人への寄附など)
☐	認印(朱肉使用のもの)

所得税と市民税・県民税の申告が必要な方

◎次のいずれかに該当する方は、所得税の確定申告が必要です。

1	事業所得、不動産所得、譲渡所得などがある方(令和元年中の所得の合計額が所得控除の合計額を超える場合)
2	給与の年収が2,000万円を超える方
3	給与を1か所から受けている方で、給与所得や退職所得以外の所得金額(収入金額から必要経費を控除した後の金額)の合計額が20万円を超える方
4	給与を2か所以上から受けている方で、年末調整をされなかった給与の収入金額と各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方
5	所得税の還付を受ける方(多額の医療費を支払った方、災害や盗難にあった方、寄附金控除の対象となる寄附をされた方など)
6	令和元年中に給与収入がある方で、年末調整をしていない方(途中で退職し、再就職をしていない方)
7	年金収入のみの方のうち、公的年金等に係る雑所得の金額が、所得控除の合計額を超える方(ただし、公的年金等の収入金額が合わせて400万円以下で、かつ年金以外の所得金額が20万円以下の方は申告の義務はありません。)

※上記1～7に該当する方は、ワンストップ特例の適用を申請したふるさと納税に係る寄附金についても併せて申告をする必要があります。

◎次のいずれかに該当する方は、市民税・県民税の申告が必要です(ただし、確定申告を提出した方は不要です)。

1	令和元年中に営業、農業、不動産所得などの所得がある方で所得税の確定申告が必要でない方
2	会社勤務の方で、給与所得以外に、合わせて20万円より少ない所得がある方(主たる給与のほかに20万円を超える所得のある方は、所得税の確定申告が必要です。)
3	雑所得、一時所得がある方で、非課税になる方
4	令和元年中の収入が年金のみの方で、公的年金にかかる源泉徴収票に記載のない控除を受けようとする方(所得税が源泉徴収されている方は、確定申告をすることで、還付になる場合があります。)
5	令和元年中の収入が無い方または非課税収入(遺族年金・障がい年金・失業給付金など)のみの方で、生計を一にする親族の税法上の扶養親族になっていない方 ※申告をされないと、所得・課税証明書の発行が正しくできない場合や、国民健康保険税に影響がある場合があります。

確定申告受付時における
利用者識別番号取得について

アイプラザ半田での令和元年分確定申告受付より、申告者みなさんには利用者識別番号を取得していただきます。利用者識別番号とは、電子申告をするために必要な16桁の番号です。

◆電子申告をした際のメリット
◆還付の処理が早くなる(2～3週間程度、通常1ヶ月半～2ヶ月)。

◆申告で使用した資料が手元に残る(医療費控除の明細書等一部を除く)。

マイナンバーカードの
申請について

アイプラザ半田会場では、申告受付を待ちの間にマイナンバーカードの申請ができます。申請に必要な顔写真を無料で撮影しますので、この機会にぜひご申請ください。

問合わせ

市民課 電話 0632